

保険会社の投資資産不足額に係る投資収益の益金算入に関する明細書

保険会社の投資資産不足額に係る投資収益の益金算入に関する明細書					事業年度	・ ・	法人名		
投資資産の額の計算	種類		総額	恒久的施設に係るもの	投資資産から生じた収益の額の率の計算	投資	有価証券から生じた収益の額	14	円
			①	②		投資資産から生じた収益の額	15		
	有価証券	1	円	円		金銭債権から生じた収益の額	16		
	不動産	2				その他の投資資産から生じた収益の額	17		
	金銭債権	3				合計	18		
	その他の投資資産	4				投資資産の額の平均残高	19		
恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額の計算	合計		5		適用除外の基準判定	投資	投資収益率 (18) (19)	20	%
	投資資産の額 (5の①)		6	円		投資資産不足額の恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額に対する割合 (13) (12)	21		
	責任準備金相当額		7			定額基準 (13) × (20)	22	円	
	支払備金相当額		8			資産基準	令第187条第3項第1号に掲げる金額	23	
	恒久的施設に係る責任準備金の額		9				令第187条第3項第2号に掲げる金額	24	
	恒久的施設に係る支払備金の額		10				令第187条第3項第3号に掲げる金額	25	
$\frac{(9)+(10)}{(7)+(8)}$		11	%		(24) + (25)	26			
恒久的施設に帰せられるべき投資資産の額 (6) × (11)		12	円	定	法第142条の3第2項の適用の有無	27	有 ・ 無		
投資資産不足額 (12) - (5の②) (マイナスの場合は0)		13		益金算入額 (13) × (20)	28	円			

別表十七の二(一) 令六・四・一以後終了事業年度分